

入札後審査方式一般競争入札（価格競争・建築・J V）の共通事項

牟岐町が発注する建設工事について、入札後審査方式一般競争入札（価格競争）により入札を実施する場合の共通事項は次のとおりである。

1 基本事項

（１） 設計図書等の熟知

入札参加者は、町が指示した設計図書、現場等を熟知の上、入札するものとする。

（２） 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

（３） くじ番号

入札書は、任意の 3 桁の数字をくじ番号として入力した上で提出すること。ただし、紙入札方式による入札の場合は、入札書に記載する必要はないこと。

（４） 工事費内訳書の提出

① 入札に当たっては、入札書記載の入札金額に係る工事費内訳書を入札書に添付して、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による入札参加者は、紙媒体の入札書及び工事費内訳書を入札書提出締切日時までに持参すること。

② 工事費内訳書は、この入札公告を掲載している町ホームページからダウンロードしたものにより作成することとし、作成した**工事費内訳書はMicrosoft Excel ブック形式（拡張子「.xlsx」）又は、Excel 97-2003 ブック形式（拡張子「.xls」）で提出すること。**

なお、工事費内訳書の「住所」、「商号又は名称」、「代表者名」の欄は代表構成員のものを記載すること。共同企業体の名称を記載する必要はない。

③ ②の要件を満たさない工事費内訳書を提出した者、工事費内訳書の提出がない者又は異なる案件の工事費内訳書を提出した者の入札は、無効とする。

④ 提出する電子ファイルの容量が 1 メガバイトを超える場合は、持参による提出を認めるものとする。

（５） 入札保証金

入札保証金の納付は、免除する。

（６） 入札執行回数

入札執行回数は 1 回までとし、予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札がないときは、入札を終了する。

（７） 開札の立ち会い

開札は、この入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。ただし、紙入札方式による入札参加者がある場合は、入札執行職員の開札宣言後、紙媒体の入札書を開封し、その内容を電子入

札システムに登録した後、開札を行う。

なお、紙入札者の電子くじ番号は「000」として扱うものとする。

(8) 入札・開札の延期及び中止

- ① 入札参加者が連合した場合、そのおそれが強い場合又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、この入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- ② 電子入札システムの障害等やむを得ない事情により入札の続行が困難であると認められた場合には、入札の中断若しくは延期又は紙入札方式への変更を行うことがある。
- ③ ①又は②の場合等、事情により開札の延期又は中止をした場合は、電子入札システムその他適当な手段により、この電子入札案件に入札書を提出している入札参加者に対し、開札を延期する旨と変更後の開札予定日時又は中止する旨を連絡するものとする。

2 入札の失格

次の各号に該当する入札参加者は失格とする。

(1) 以下により算出される最低制限価格（税抜き）を下回る入札を行った者は失格とする。

なお、最低制限価格（税抜き）の設定の単位については千円単位とし、千円未満を切り捨てるものとする。

最低制限価格（税抜き）＝最低制限基本価格（税抜き）×ランダム係数

最低制限基本価格（税抜き）＝「(直接工事費×0.9)×0.97＋共通仮設費×0.9＋(直接工事費×0.1＋現場管理費)×0.9＋一般管理費等×0.68」

なお、最低制限基本価格（税抜き）の設定の単位については千円単位とし、千円未満を切り捨てるものとする。

ただし、この算式により算出した最低制限基本価格（税抜き）が予定価格（税抜き）の9.2/10を超える場合は、予定価格の9.2/10を最低制限基本価格とし、予定価格の7.5/10に満たない場合は予定価格の7.5/10を最低制限基本価格とする。

また、ランダム係数については、別に定める「ランダム係数の算出について」に基づき算出するものとする。

- (2) 提出された電子ファイルがウィルスに感染していると判明した者
- (3) 確認資料の電子ファイルが牟岐町電子入札システム運用基準（以下「システム運用基準」という。）に指定するもの以外である者
- (4) 開札日の翌日から落札決定までの間に、牟岐町建設業者等指名停止等措置要綱（以下「指名停止要綱」という。）に基づく入札参加資格停止の措置を受けた者又は牟岐町暴力団等排除措置要綱（以下「暴力団排除要綱」という。）に基づき暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置を受けた者
- (5) 入札書に記載の金額と工事費内訳書記載の合計金額（税抜き）が一致しない者

3 入札の無効

次の各号に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格がないと認められた者及び虚偽の申請を行った者のした入札
- (2) システム運用基準に規定する有効な入札書に該当しない入札
- (3) システム運用基準に規定する I C カードの不正使用に該当する入札
- (4) 要件を満たさない工事費内訳書を提出した者又は工事費内訳書の提出がない者のした入札
- (5) 確認資料を持参又は郵送により提出する場合において、電子入札システムによる目録ファイルの提出のない者のした入札
- (6) 記名のない入札（電子入札による場合は、電子認証書を取得していない者のした入札）
- (7) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札
- (8) 同一事項に対してした 2 通以上の入札
- (9) 他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者のした入札
- (10) 委任状を持参しない代理人が行った入札
- (11) 入札金額を訂正した入札及び入札の年月日（日付）を誤り、又はその記載のない入札
- (12) 明らかに連合によるものと認められる入札
- (13) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

4 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格は、入札公告に記載された事項以外に、次の各号に掲げる全ての事項に該当する者であることとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札公告日から開札日までの間に、指名停止要綱に基づく入札参加資格停止となっていない者であること。
- (3) 入札公告日から開札日までの間に、暴力団排除要綱に基づき暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置中の者でないこと。
- (4) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査に係る総合評定値通知書（入札参加資格審査申請書及び入札参加資格確認資料の提出日前1年7月以内の審査基準日のうち直近のものに係るものに限る。）の写しを提出できる者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続又は民事再生法に基づく再生手続の開始申立てによる手続開始決定日以降に徳島県の入札参加資格に係る再審査を受けており、更生計画の認可が決定した者又は再生計画の認可の決定が確定した者については、この申立てがなされていない者とみなす。
- (6) 手形又は小切手の不渡り等により銀行取引が停止されていない者であること。

5 入札参加資格確認資料等に関する事項

(1) 入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）

確認資料は、次に掲げる書類のうち、入札公告に指定した書類を提出することとし、落札候補者に決定された者を除き、原則として、提出された次の書類により審査を行うので、様式等の取り違え、記述漏れ等がないよう注意すること。

① 入札参加資格審査申請書の提出を行う際に同時に提出する書類

ア 特定建設工事共同企業体一般競争入札参加資格審査申請書（共同企業体要綱様式第1号）の写し

全構成員の記名押印したものの写しを提出すること。

イ 入札参加資格確認票（様式1）

提出後、落札決定までの間において、様式1に記載した事項のいずれかに変更が生じた場合には、遅滞なくその旨を届け出ること。

② 落札候補者となった場合に提出する書類（追加書類）

提出の方法は持参又は電子メールとし、提出先及び期限については別途町から連絡する。

ア 総合評定値通知書の写し

落札候補者となった者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による経営事項審査に係る総合評定値通知書（入札参加資格審査申請書の提出日前1年7月以内のものうち、直近のもの）の写しを速やかに提出すること。ただし、提出時点において、直近の決算に係る総合評定値通知書の交付を受けていない者については、その前の決算に係る総合評定値通知書の写しを提出することとし、契約締結予定日までに、総合評定値通知書の有効期間が終了する者については、再度有効な総合評定値通知書の写しを速やかに提出すること。

イ 特定建設工事共同企業体一般競争入札参加資格申請書類の一式

落札候補者となった者は、特定建設工事共同企業体一般競争入札参加資格申請書（共同企業体要綱第1号）、特定建設工事共同企業体協定書（共同企業体要綱別紙）、委任状（共同企業体要綱様式第2号）、使用印鑑届（共同企業体要綱様式第3号）、構成員一覧表（共同企業体要綱様式第4号）、使用ICカード届（特定JV用）（別添様式1）を速やかに提出すること。

ウ 企業の施工実績等

落札候補者となった者は、CORINS登録データ等（又は契約書の写し、仕様書、設計書、図面等）により、参加資格が確認できる書類等を速やかに追加提出しなければならない。

エ 配置予定技術者

落札候補者となった者は、技術者台帳（原本）CORINS登録データ等（又は契約書の写し、仕様書、設計書、図面等）により、参加資格が確認できる書類等を速やかに追加提出しなければならない。また、技術者の専任配置が要件となる場合には、「現場代理人及び主任技術者等選任（変更）通知書」、配置予定技術者の資格証明書の写し、監理技術者資格者証、監理技術者講習修了履歴の写し、健康保険加入証明書等雇用期間が確認できる書類、他の工事に従事していないことが確認できる資料（又は、「工事完了誓約書」）等を速やかに追加提

出しなければならない。なお、技術者の専任配置が要件となる場合には、落札決定通知日において、（特例）監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人として、他の工事に従事している者や、建設業許可業種ごとに営業所に配置された全ての専任技術者をこの工事の配置予定技術者とするとはできない。（特記仕様書や現場説明書等に明示された兼務要件を満たす場合を除く。）

ただし、次の i) 又は ii) に該当し、「工事完了誓約書」を提出する場合は、配置予定技術者とすることができる。

i) 専任の主任技術者等又は現場代理人として現在従事している工事が、この入札に係る工事の契約日までに完了^{※1}する場合。

ii) 専任を要しない主任技術者として現在従事している工事が、この入札に係る工事の工事着手日^{※2}の前日までに完了^{※1}する場合。

※1 「工事の完了」とは、しゅん工検査の完了（ただし、しゅん工検査が契約工期後となる場合は、工期の終期日をもって「工事の完了」と取り扱う。なお、補修工事となる場合はこの限りでない。）をいう。

※2 「工事着手日」とは、工期の始期日以降で実際の工事のための準備工事（現場事務所等の建設又は測量を開始することをいう。）の初日をいう。また特別の事情がない限り、工期の始期日以降30日以内に工事に着手しなければならない。

（2） その他

- ① 資料の作成に係る費用及び提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。
- ② 契約担当者は、提出された申請書及び確認資料を、参加資格の確認以外に入札参加者に無断で使用しない。
- ③ 提出された申請書及び確認資料は、原則として返却しない。
- ④ 提出期間終了後は、申請書及び確認資料の差し替え及び再提出は認めない。

6 落札者の決定等に関する事項

（1） 落札候補者の決定方法等

- ① 開札時には、落札者の決定を保留し、開札を終了する。
- ② 開札終了後、予定価格の制限の範囲内で入札を行った全入札参加者について、提出された確認資料に基づき、参加資格要件の審査を行うものとする。
- ③ ②の参加資格要件の審査は、原則として、開札日の翌日から起算して2日以内（町の休日（牟岐町の休日を定める条例（平成元年牟岐町条例第19号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。以下同じ。）を除く。）に行うこととし、この時点で参加資格要件を満たし、かつ、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札候補者として決定する。ただし、「開札日の翌日から落札候補者決定日の前日までの期間」に連続休暇期間を挟んでいる場合は、連続休暇期間中の平日及び連続休暇期間の前後において、2日（町が作業を行う日）以内の日数を確保する。

なお、入札参加者が4に掲げる事項のいずれかに該当しなくなった場合には、入札を無効とする。

また、落札候補者となる同価格の入札をした者が2人以上ある場合には、電子入札システムに装備されている電子くじにより第1順位の落札候補者を決定するものとする。

④ 落札候補者を決定したとき、電子入札システムによる入札参加者に対しては、原則として、同システムにより通知し、紙入札方式による入札参加者に対しては、別途通知する。

⑤ (2)の①の審査の結果、落札候補者が参加資格要件を満たしていないことを確認した場合、次順位者を落札候補者として決定する。

(2) 落札者の決定方法等

① (1)により落札候補者に決定された者に対して、電話連絡等により5の(1)の②に掲げる追加書類の提出を求め、この書類により審査を行う。

なお、入札参加者が4に掲げる事項のいずれかに該当しなくなった場合には、入札を無効とする。

② ①の審査の結果、落札候補者が参加資格要件を満たしていることが確認されたとき、この落札候補者を落札者として決定する。ただし、参加資格要件を満たしていないことが確認された場合は、当該落札候補者が行った入札を無効としたうえで、次順位者から5の(1)も②において規定する追加書類の提出を求め、追加書類の審査を行うものとする。なお、落札候補者が決定するまで、同様の手続きを繰り返すものとする。

③ ②の審査及び落札決定は、原則として、落札候補者として決定された日の翌日から起算して2日以内(県の休日を除く。)に、次順位者の場合、落札候補者として決定された日の翌日から起算して3日以内(県の休日を除く。)に行うものとする。

④ 落札者を決定したとき、電子入札システムによる入札参加者に対しては、原則として、同システムにより通知するものとする。紙入札方式による入札参加者に対しては、入札結果の公表をもって、落札決定の通知とする。

⑤ 落札者として決定された者は、建設業法第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、「建設業法第20条の2第2項に基づく通知書」を提出すること。

7 契約締結手続

(1) 契約に使用する言語

契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 契約書の作成

この契約を証するため、書面により契約書を作成する。

なお、落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して、7日以内に契約保証金を納付し、又はその納付に代わる担保を提供し、契約書の案に記名押印して契約を結ばなければならない。ただし、議会の議決に付すべき契約の場合は、この限りでない。

また、連続休暇期間と当該手続きが重複する場合は、連続休暇期間の前後で適切な日数を確保した契約締結日とするように取り扱うものとする。

(3) 前記(2)の期間は、契約担当者が特別の理由があると認める場合は、これを伸縮することが

できる。

- (4) 落札者が前記(2)及び(3)の期間内に契約(仮契約)を結ばないときは、その者の落札はその効力を失う。
- (5) 落札者の決定後、契約を締結するまでの間に、落札者が4に掲げる事項のいずれかに該当しなくなった場合、入札参加資格を喪失した場合、指名停止要綱に基づく入札参加資格停止を受けた場合、又は暴力団排除要綱に基づき暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置を受けた場合には、契約を締結しないこととする。

(6) 契約保証金

- ① 契約に際しては、請負代金額の100分の10以上に相当する契約保証金を納めなければならない。
- ② 契約保証金の納付方法は、①で定める金額に相当する銀行振出小切手とする。ただし、金融機関の保証又は前払金保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
- ③ 公共工事履行保証証券の保証、又は履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。そのうち、損害保険会社が発行する公共工事の履行保証証券(履行ボン)および履行保証保険の証券等については、電磁的方法による提出も可能とする。

(7) 建設業退職金共済証紙の購入

この入札に係る請負契約締結時には、建設業退職金共済制度掛金収納書届出書を提出すること。
なお、建設業退職金共済証紙購入率は次表のとおりとする。

工事種別 請負代金額	土 木	建 築	設 備
1千万円以上～5千万円未満	3.5/1,000	3.0/1,000	1.9/1,000
5千万円以上～1億円未満	3.1/1,000	2.5/1,000	1.6/1,000
1億円以上～5億円未満	2.3/1,000	2.1/1,000	1.2/1,000
5億円以上	1.8/1,000	1.8/1,000	1.1/1,000

※1：請負代金額は、消費税相当額を含む金額である。

※2：住宅、非住宅の設備は、建築に含まれる。

- (8) 本工事の落札者は、法定外労災保険に加入すること。また、当該入札に係る請負契約締結時には、法定外労災保険の加入証明書等を提出すること。

(9) 議会の議決に付すべき契約となる場合

- ① 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和41年牟岐町条例第16号)第2条の規定により、予定価格5,000万円以上の工事又は製造の請負は議会の議決が必要である。
- ② 落札者の決定後、請負契約(仮契約)を締結し、当該入札に付する工事に係る議会の議決を得、当該仮契約が本契約となるまでの間において、当該落札者が入札公告及び本共通事項の4に掲げる入札に参加する者に必要な資格のいずれかに該当しなくなった場合(4の(2)及び(3)の資格要件については、「入札公告日から開札日までの間に、」を削除して適用するものとする。)には、当該請負契約を締結しない。
- ③ 議会の議決が得られなかった場合又は②により仮契約を解除した場合においても、当該仮契約者に対していかなる責任も負わないものとする。

8 支払条件

(1) 前払金（契約約款第35条第1項関係）

前払金保証事業会社と前払金の保証契約を締結した場合は、請負契約書に定めるところにより、請負代金額に係る年度ごとの当該年度割額の10分の4以内の前払金の支払を請求することができる。なお、前払金に係る保証証書については電磁的方法による取扱いも可能とする。

(2) 中間前払金（契約約款第35条第4項関係）

中間前払金の認定を受け、前払金保証事業会社と中間前払金の保証契約を締結した場合は、請負契約書に定めるところにより、請負代金額に係る年度ごとの当該年度割額の10分の2以内の中間前払金の支払を請求することができる。ただし、部分払との併用は認めない。また、牟岐町建設工事の中間前金払事務取扱要領の7に該当する場合を除く。なお、中間前払金に係る保証証書については、電磁的方法による取扱いも可能とする。

(3) その他

牟岐町建設工事標準請負契約約款等に関する規則（昭和54年牟岐町規則第2号）の規定による。

9 参加資格要件を満たしていないと認められた者に対する理由の説明

参加資格要件を満たしていないと認められた者が、電子入札システムによる入札参加者である場合には、原則として、同システムにより入札参加資格不適格通知書を送付する。ただし、紙入札方式による入札参加者である場合には、別途通知する。

なお、参加資格要件を満たしていないとされた者は、発注機関の長に対して、その理由についての説明を求めることができる。ただし、説明を求める場合は、書面（任意様式）を持参又は郵送により提出しなければならない。

(1) 提出期限

入札参加資格不適格通知書を送付した日の翌日から起算して7日以内（町の休日を除く。）に提出すること。

(2) 提出時間

午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 提出場所

入札公告に示す「問い合わせ先」に記載されている場所

(4) 回答

説明を求めた者に対し、(1)の提出期限日の翌日から起算して10日以内（町の休日を除く。）に、書面により回答する。

10 電子入札に関する事項

(1) 電子入札の参加

入札に参加しようとする者は、電子証明書（ＩＣカード）を取得し、電子入札システムへの利用者登録を完了した上で、入札公告に示す入札参加資格審査申請書等の提出期限までに電子入札システムによる入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出を行わなければならない。

共同企業体で入札に参加する場合は、この際、電子入札システム画面に表示されている「J V 参加」欄へのチェック及び「企業体名称」欄への名称入力（名称については、入札公告の 3 を参照し、正確に入力すること。）を必ず行うこと。共同企業体にあつては、このチェック及び名称入力を行わずに申請書の提出を行った場合、単体企業での申請となるため、入札を無効とする。

また、企業体名称の入力誤りについても、入札公告の 3 の共同企業体に関する資格要件を満たさないため、入札を無効とする。

(2) 紙入札の申出等

- ① やむを得ない事由により電子入札システムによる入札参加ができない場合は、事前に紙入札方式参加申請書（様式 2）を持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出し、その承認を得て、紙入札方式により参加することができるものとする。

ア 提出期限

入札公告に示す電子入札システムによる入札参加資格審査申請書の提出期限

イ 提出場所

入札公告に示す「問い合わせ先」に記載の場所

- ② 電子入札システムによる手続開始後、紙入札方式への移行を希望する場合には、紙入札方式参加申請書（様式 2）を持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出し、その承認を得て、紙入札方式への変更ができるものとする。

ア 提出期限

入札公告に示す電子入札システムによる入札書の提出期限

イ 提出場所

入札公告に示す「問い合わせ先」に記載の場所

- ③ 確認資料の持参又は郵送による提出

紙入札方式により入札に参加する場合は、確認資料を持参又は郵送（書留郵便に限る。）の方法により提出すること。

また、提出する確認資料の電子ファイルの容量が 3 メガバイトを超える場合（1 メガバイトを超えており、電子入札システムで通信速度等の原因により電子ファイルの送信ができない場合）においても、持参又は郵送（書留郵便に限る。）の方法により提出すること。ただし、この場合は、入札参加資格審査申請書等の提出期間内に電子入札システムによる申請書を提出すること。電子入札システムによる申請書の提出に当たっては、必ず、持参又は郵送する旨の表示、持参又は郵送する書類の目録等を記載した目録ファイル（作成例参照）を添付すること。

持参又は郵送する資料については、書面（紙媒体）に限るものとし、電子入札システムによる電子ファイルとの分割提出は認めない。

なお、持参又は郵送により確認資料の提出を行う場合は、封筒の表に「案件名称」、「入札参加希望者の住所及び商号又は名称」を記載し、「入札参加資格確認資料在中」と朱書きした上で、提出すること。

ア 提出期限

入札公告に示す入札参加資格審査申請書等の提出期限

イ 提出場所

入札公告に示す「問い合わせ先」に記載の場所

(3) 紙入札書の提出等

- ① 入札書は、町のホームページに掲載している様式により作成・封かんの上、入札参加者の氏名を表記し、指定された場所において入札書提出締切日時までに入札箱に投入しなければならない。
- ② 入札参加者は、入札書を一旦入札箱に投入した後は、その引換え、変更又は取り消しをすることができない。
- ③ 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を入札執行前に提出し、その代理人の名において入札するものとする。この場合において、代理人の身分証明書（市町村長発行）は、不要とする。

④ 代理人が入札する場合の記入例

代理人の場合

住 所

商号又は名称

代表者 氏名

代理人 氏名

復代理人の場合

住 所

商号又は名称

代表者 氏名

代理人 住所

商号又は名称

氏名

復代理人 氏名

(4) システム障害時の取扱い

① 牟岐町及び徳島県側のシステム障害時

牟岐町及び徳島県側のシステムに障害が発生し、複数の入札参加者が利用不可となった場合は、入札書提出締切日時及び開札予定日時の変更（延長）を行うものとし、電子入札システムその他適当な手段により、この入札参加者に対し、その旨連絡するものとする。

また、電子入札システムが長期にわたり停止する場合は、紙入札に切り換えるものとし、電話その他適当な手段により、入札参加者にその旨を連絡するものとする。

② 天災等によるシステム障害時

天災等により、入札又は開札を行うことができないと発注機関が判断した場合は、これを中止するものとし、電話その他適当な手段により、この入札参加者に対しその旨連絡するものとする。

- (5) (2)の承認基準その他電子入札に関する運用・基準については、システム運用基準によるものとする

11 その他

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (4) 申請書又は確認資料に虚偽の記載をした場合は、指名停止要綱に基づき入札参加資格停止の措置の対象となることがあること。

(5) 設計業務の受託者等

入札公告に記載する「この受託者と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者である。

- ① この受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
- ② 代表権を有する役員がこの受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における建設業者

ランダム係数の算出について

最低制限価格、低入札価格調査基準価格及び失格基準価格において用いられるランダム（無作為）係数の算出方法について、次のとおり定めるものとする。

1. ランダム係数とは

電子入札システムにおいて、入札参加者が入力する任意の３桁くじ番号と入札書受信日時の秒（ミリ秒単位の下３桁を使用）をもとに自動的に算出される無作為の数字とする。

2. ランダム係数の値

「1.0000～1.0060」の範囲で 0.0005 刻みの 13 通りの数値とする。

ランダム（無作為）係数の値

ランダム係数	1.0000	1.0005	1.0010	1.0015	1.0020	1.0025	1.0030
	1.0035	1.0040	1.0045	1.0050	1.0055	1.0060	

3. ランダム係数の算出方法

ランダム係数については、次の方法により算出する。

- ① すべての入札参加者のくじ番号（３桁）と入札書受信日時のミリ秒単位(下３桁)の総和を算出する。

紙入札で参加の場合、くじ番号は「０００」とし、入札書受信日時は、入札機関が入力した時刻とする。

- ② ①により算出した総和を 13 で除し、余りを求める。
- ③ 求めた余りを基にランダム係数対応表により、ランダム係数を決定する。

ランダム係数対応表

余り	0	1	2	3	4	5	6
ランダム係数	1.0000	1.0005	1.0010	1.0015	1.0020	1.0025	1.0030
余り	7	8	9	10	11	12	
ランダム係数	1.0035	1.0040	1.0045	1.0050	1.0055	1.0060	

牟岐町電子入札システム運用基準（抜粋）

4 入札参加資格審査申請等の取扱い

4-3 確認資料の作成方法

確認資料の電子ファイル形式は発注機関の指定するものとする。但し、指定がない場合は、次に記載のファイル形式とする。

（１）PDF形式

（２）Microsoft Word 2013形式以下（拡張子「.doc」又は「.docx」）

（３）Microsoft Excel 2013形式以下（拡張子「.xls」又は「.xlsx」）

（４）画像ファイルBMP形式、JPEG形式、GIF形式、PNG形式、TIFF形式

なお、電子ファイルを圧縮して提出させる場合はZIP形式とし、自己解凍形式の圧縮方式（EXE形式）は認めない。

また、電子ファイルは必ずウイルスチェックを行ったのち、提出させるものとする。

4-4 ウィルス感染ファイルの取扱い

入札参加希望者から提出された電子ファイルがウィルスに感染していると判明した場合は、当該入札参加希望者の当該入札案件に係る入札参加を認めないものとする。

なお、本運用基準でいうウィルスとは「コンピュータウイルス対策基準」（平成7年7月7日通商産業省告示第429号）の定義によるものとする。

5 入札書等の取扱い

5-1 有効な入札書

入札書は、電子入札システムにより、

- ・入札書提出締切日時までに提出されたもの
- ・入札金額及び電子くじ番号が入力されたもの
- ・その他発注機関の指示に従ったもの

を有効なものとして取扱うものとする。

5-2 内訳書の提出方法

内訳書は、電子入札システムによる電子ファイルで提出させるものとする（ただし、5-5に該当する場合を除く。）。

5-3 内訳書の作成方法

内訳書の電子ファイル形式は発注機関の指定による。発注機関が定めていない場合は、次に記載のファイル形式とする。

（１）PDF形式

（２）Microsoft Word 2013形式以下（拡張子「.doc」又は「.docx」）

（３）Microsoft Excel 2013形式以下（拡張子「.xls」又は「.xlsx」）

（４）画像ファイルBMP形式、JPEG形式、GIF形式、PNG形式、TIFF形式

なお、電子ファイルを圧縮して提出させる場合はZIP形式とし、自己解凍形式の圧縮方式（EXE形式）は認めない。

また、電子ファイルは必ずウイルスチェックを行ったのち、提出させるものとする。

5-4 ウィルス感染ファイルの取扱い

入札参加者から提出された電子ファイルがウィルスに感染していると判明した場合は、当該入札参加者を失格とする。

5-5 持参を認める基準

入札参加者が提出する電子ファイルの容量が1メガバイトを超える場合は、持参による提出を認めるものとする。

なお、この場合、必要書類一式を持参するものとし、電子入札システムによる電子ファイルとの分割提出は認めない。

5-6 持参の方法

内訳書の持参による提出を認める場合は、次により取り扱うものとする。

(1) 目録ファイルの提出

次の内容を記載した目録を5-3により作成し、電子入札システムにより提出させるものとする。なお、当該目録ファイルの提出がない場合、持参された内訳書は有効なものとして認めないものとする。

ア 持参する旨の表示

イ 案件名称

ウ 持参する書類の目録

(2) 持参の方法

開札の場所及び日時に持参し、提出させるものとする。

7 入札参加者の利用者登録及び電子証明書の取扱い

7-9 ICカードの不正使用

入札参加者がICカードを不正に使用した場合は、当該入札への参加を認めないものとする。

＜不正に使用した場合の例示＞

ア 他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した場合。

イ 代表者が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者のICカードを使用した場合。

8 紙入札での参加を認める場合の取扱い

8-2 紙入札での参加を認めた場合の取扱い

紙入札での参加を認めた場合は、電子入札における入札書提出締切日時までに提出されたものを有効なものとして取り扱うこととし、電子入札システムで当該入札参加者を紙入札業者として登録を行う。

なお、途中から紙入札での参加を認めた場合は、既に電子入札システムにより送受信された書類等は有効なものとして取扱い、別途の交付又は受理を要しないものとする。

9 システム障害時の取扱い

9-1 徳島県及び牟岐町側のシステム障害時

(1) 徳島県及び牟岐町側のシステムに障害等が発生し、開札が行えなくなった場合は開札予定日時の延期を行うものとし、電話その他適当な手段により、当該入札参加者に対し、その旨連絡するものとする。

(様式2)

紙入札方式参加申請書

年 月 日

(当該発注機関の長) 殿

(申請者)
業 者 番 号
住 所
商号又は名称
代 表 者 名

次の案件について、徳島県電子入札システムによる電子入札に参加できないので、紙入札方式による参加を申請します。

1 案件名称

2 電子入札システムによる入札参加ができない理由 (□にチェックしてください)

☐ ICカードの取得手続き中

☐ 証明事項変更のための再取得 ☐ 失効・破損等による再取得

注) ICカード申込書の写しを添付してください。

☐ その他 (具体的に記載してください。)

注) 紙入札での参加を認めた場合は、電子入札における入札書提出締切日時までに提出されたものを有効なものとして取り扱うこととしますので、注意してください。

(目録ファイル作成例)

持参（郵送）資料目録

〇〇 年 月 日

牟岐町長 殿

代 表 者	住 所
	商号又は名称
	代 表 者 名

次の工事に係る入札参加資格確認資料の電子ファイルの容量が3メガバイトを超えるため（1メガバイトを超えており、電子入札システムで通信速度等の原因により電子ファイルの送信ができないため）、次の資料について、持参（郵送）により提出します。

- 1 入札公告日 ○○ 年 月 日

- 2 工事名 ○○○○工事

- ### 3 持参（郵送）資料

- ・入札参加資格確認票 ○枚
- ・総合評価加算点等算出資料申請書 ○枚

- 4 発送年月日 ○○ 年 月 日

- 5 担当者 ○○○○○○ △△支店◇◇部 役職名 □□□□
TEL 088-000-0000 FAX 088-000-XXXX

○契約の適正な履行と品質確保のための現場代理人等の運用について

1 現場代理人等の運用について

現場代理人等の一般的な運用に関し、この入札公告に記載のないものについては、「徳島県電子入札ホームページ」に公表している「現場代理人及び主任技術者等設置マニュアル」に準ずるものとする。

牟岐町建設工事共同企業体取扱要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、牟岐町の発注する建設工事に係る特定建設工事共同企業体に関する事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）」とは、大規模かつ技術的難度の高い工事の安定的な施工を確保するために工事ごとに結成される共同企業体をいう。

第2章 特定建設工事共同企業体

(対象工事)

第3条 共同企業体の施工対象工事は、工事費がおおむね2億円以上の工事で、かつ、工事の規模、性格等により共同企業体による施工が適切であると認められる工事とする。

(結成方式)

第4条 共同企業体は、あらかじめ契約担当者（町長又はその委任を受けた者。以下同じ。）が示した要件を満たした有資格者が任意に結成するものとする。

(構成員の数)

第5条 共同企業体の構成員の数は、2又は3とする。

(構成員の組合せ)

第6条 共同企業体の構成員の組合せは、徳島県が定める建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和58年徳島県告示第50号）に基づく資格審査を経て、牟岐町入札参加資格業者名簿に掲載された有資格業者の組合せであることとする。

(構成員の技術的要件等)

第7条 共同企業体の構成員は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第2項に規定する許可業種（以下「許可業種」という。）について、許可を有しての営業年数が3年以上あること。
- (2) 発注工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

(構成員の出資比率)

第8条 共同企業体の各構成員の出資比率の最小限度は、構成員の数により、次の各号に掲げる比率とする。

- (1) 2者の場合は30パーセント以上
- (2) 3者の場合は20パーセント以上

2 工事費が10億円以上の一般競争入札対象工事における共同企業体の各構成員の出資比率の最小限度は、構成員の数により、次の各号に掲げる比率とする。

- (1) 2者の場合は35パーセント以上
- (2) 3者の場合は25パーセント以上

(代表者の要件)

第9条 共同企業体の代表者（以下「代表者」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 共同企業体の構成員のうち最大の施工能力を有すること。
- (2) 代表者の出資比率は、構成員中最大であること。
- (3) 発注工事を構成する一部の工種を含む工事について、元請としての施工実績があり、かつ、発注工事と同種の工事の施工実績を有すること。

(共同企業体の協定書)

第10条 共同企業体の協定書は、特定建設工事共同企業体協定書（別紙）によるものとする。ただし、特に必要があると認められる場合は、協定書の一部を変更して使用することができるものとする。

第3章 一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請

(資格審査の申請)

第11条 共同企業体は、次の各号に掲げる書類により資格審査を申請しなければならない。

- (1) 特定建設工事共同企業体一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（様式第1号）
- (2) 特定建設工事共同企業体協定書（別紙）
- (3) 委任状（様式第2号）
- (4) 使用印鑑届（様式第3号）
- (5) 構成員一覧表（様式第4号）
- (6) その他指定された書類

(資格審査)

第12条 契約担当者は、前条の規定により申請があったときは、構成員全員について適格性を審査するものとする。

第4章 入札及び契約の締結

(入札)

第13条 入札は、構成員全員が記名した入札書により行うこととする。ただし、一構成員に他の構成員全員が入札の権限を委任した場合は、当該代理人名で行うことができるものとする。

(契約)

第14条 契約書に特定建設工事共同企業体協定書を添付し、構成員全員の記名押印をするものとする。

(契約の保証)

第15条 共同企業体が請け負う工事においては、牟岐町財務規則（平成19年牟岐町規則第7号）第116条に定める保証を付さなければならない。

(共同企業体の存続期間)

第16条 発注工事を請け負った共同企業体の存続期間は、資格審査を申請した日から当該工事の請負代金の精算が完了したときまでとする。

2 落札者以外の共同企業体の存続期間は、資格審査を申請した日から当該工事に係る請

負契約が締結される日までとする。

（共同企業体編成表）

第 17 条 発注工事を請け負った共同企業体は、請負契約締結後、速やかに共同企業体の運営委員会の委員名、工事事務所の組織及び人員配置等を記載した共同企業体編成表を提出しなければならない。

（変更の届出）

第 18 条 共同企業体は、第 11 条に定める書類及び前条に定める共同企業体編成表の記載事項に変更があったときは、速やかに変更の届出をしなければならない。

（その他）

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。

(様式第 1 号)

特定建設工事共同企業体一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書

年 月 日

牟岐町長 殿

特定建設工事共同企業体の名称

企業体の代表者	住所	
	商号又は名称	
	代表者	印

構成員	住所	
	商号又は名称	
	代表者	印

構成員	住所	
	商号又は名称	
	代表者	印

資格審査を希望する工事種別

今般、連帯責任によって請負工事の共同施工を行うため〔 〕を代表者とする〔 〕共同企業体を結成したので、牟岐町が発注する〔 〕の一般競争入札（指名競争入札）に参加するために資格審査を受けたいので、指定の書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

(別紙)

特定建設工事共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) 牟岐町発注に係る、〔 〕（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下単に「建設工事」という。）の請負。

(2) 前号に付帯する事業

(名称)

第2条 企業体は、〔 〕（以下「企業体」という。）とする。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を〔 〕に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、建設工事の請負代金の精算が完了するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住所

商号又は名称

代表者

住所

商号又は名称

代表者

住所

商号又は名称

代表者

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、〔 〕を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

%

%

%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について、協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、[]とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度、建設工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することができない。

(工事途中における構成員の脱退に関する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合には、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する出資の割合に加えたものとする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第17条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用する。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第18条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第19条 代表者が脱退若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第20条 当企業体が解散した後においても、建設工事につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第21条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

[] 外○社は、上記のとおり、[] 共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するとともに、牟岐町へ申請書類として1通提出するものとする。

年 月 日

住所

商号又は名称

代表者

印

住所

商号又は名称

代表者

印

住所

商号又は名称

代表者

印

(様式第 2 号)

委任状

私儀
の権限を委任する。

をもって代理人と定め下記

記

1 牟岐町が発注する
入札に関する権限

に係る見積もり及び

2 復代理人の選任に関する権限

年 月 日

特定建設工事共同企業体の名称

構成員 住所
商号又は名称
代表者

印

構成員 住所
商号又は名称
代表者

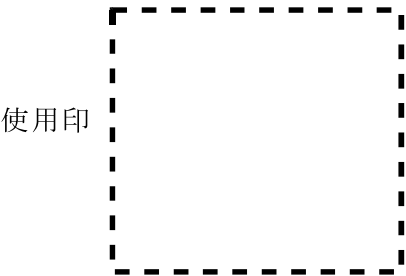
印

構成員 住所
商号又は名称
代表者

印

(様式第 3 号)

使用印鑑届



上記の印鑑は、牟岐町が発注する
に係る一切の事務処理のために使用したいので届けます。

年 月 日

特定建設工事共同企業体の名称

企業体の代表者	住所	
	商号又は名称	
	代表者	印

構成員	住所	
	商号又は名称	
	代表者	印

構成員	住所	
	商号又は名称	
	代表者	印

(様式第4号)

構成員一覧表

商号又は名称					計
許可番号		許可 (特) 号	許可 (特) 号	許可 (特) 号	
許可年月日		年 月 日	年 月 日	年 月 日	
許可を受けている 建設業		工事 他 業種	工事 他 業種	工事 他 業種	
工事種 類別年 間平均	主として 請け負う工事 (工事)	千円	千円	千円	
完成工 事高	その他の 工事	千円	千円	千円	千円
完成工事高計		千円	千円	千円	千円
自己資本額		千円	千円	千円	千円
建設業に従事する職員					
技 術 者 数	主として 請け負う工事 (工事)	1級			
		2級			
		その他			
その他の評価項目 (社会性等)					
経営状況分析総合評点					
総合評定値 (経営事項審査総合評点) (工事)					

(様式第1号) ※記載例

特定建設工事共同企業体一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

牟岐町長 殿

特定建設工事共同企業体の名称 〇〇建設・□□建設 △△建設
◇◇共同企業体

企業体の代表者 住所 東京都〇〇区〇〇町1-1
商号又は名称 〇〇建設株式会社
代表者 代表取締役 〇〇太郎 印
代理人 高松市〇〇町1-1
〇〇建設株式会社 四国支店
支店長 〇〇一郎

構成員 住所 徳島市□□町2-2
商号又は名称 □□建設株式会社
代表者 代表取締役 □□二郎 印

構成員 住所 徳島市△△町3-3
商号又は名称 △△建設株式会社
代表者 代表取締役 △△三郎 印

資格審査を希望する工事種別 建築一式工事

今般、連帯責任によって請負工事の共同施工を行うため〇〇建設株式会社 代表取締役
〇〇太郎 代理人〇〇建設株式会社 四国支店 支店長 〇〇一郎を代表者とする〇〇
建設・□□建設・△△建設◇◇共同企業体を結成したので、牟岐町が発注する◇◇◇◇建
設工事の一般競争入札に参加するために資格審査を受けたいので、指定の書類を添えて申
請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約しま
す。

(別紙) ※記載例

特定建設工事共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) 牟岐町発注に係る、◇◇◇◇建設工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下単に「建設工事」という。）の請負。

(2) 前号に付帯する事業

(名称)

第2条 企業体は、○○建設・□□建設・△△建設◇◇共同企業体（以下「企業体」という。）とする。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を高松市○○町1-1 ○○建設株式会社 四国支店に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、建設工事の請負代金の精算が完了するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

高松市○○町1-1
○○建設株式会社 四国支店
支店長 ○○一郎

徳島市□□町2-2
□□建設株式会社
代表取締役 □□二郎

徳島市△△町3-3
△△建設株式会社
代表取締役 △△三郎

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、○○建設株式会社 四国支店を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代

金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

〇〇建設株式会社 四国支店 〇〇%

□□建設株式会社 □□%

△△建設株式会社 △△%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について、協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行 〇〇支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口座によって取引するものとする。

（決算）

第12条 当企業体は、工事竣工の都度、建設工事について決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することができない。

（工事途中における構成員の脱退に関する措置）

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する出資の割合に加えたものとする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。
(構成員の除名)

第17条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用する。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第18条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第19条 代表者が脱退若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第20条 当企業体が解散した後においても、建設工事につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第21条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社 四国支店外 2 社は、上記のとおり、〇〇建設・□□建設・△△建設
◇◇共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 4 通を作成し、各通に構
成員が記名捺印し、各自所持するとともに、牟岐町へ申請書類として 1 通提出するものと
する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

東京都〇〇区〇〇町 1 - 1

〇〇建設株式会社

代表取締役 〇〇太郎

高松市〇〇町 1 - 1

〇〇建設株式会社 四国支店

支店長 〇〇一郎 印

徳島市□□町 2 - 2

□□建設株式会社

代表取締役 □□二郎 印

徳島市△△町 3 - 3

△△建設株式会社

代表取締役 △△三郎 印

委任状

私儀 ○○建設株式会社 四国支店 支店長 ○○一郎 をもって代理人と定め下記の権限を委任する。

記

- 1 牟岐町が発注する ◇◇◇◇建設工事 に係る見積もり及び入札に関する権限
- 2 復代理人の選任に関する権限

令和○○年○○月○○日

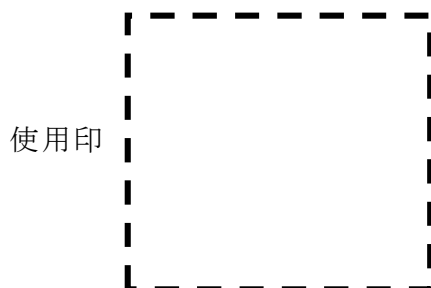
特定建設工事共同企業体の名称 ○○建設・□□建設・△△建設
◇◇共同企業体

構成員	住所	東京都○○区○○町1-1
	商号又は名称	○○建設株式会社
	代表者	代表取締役 ○○太郎 印
	代理人	高松市○○町1-1
		○○建設株式会社 四国支店
		支店長 ○○一郎

構成員	住所	徳島市□□町2-2
	商号又は名称	□□建設株式会社
	代表者	代表取締役 □□二郎 印

構成員	住所	徳島市町3-3
	商号又は名称	△△建設株式会社
	代表者	代表取締役 △△三郎 印

使用印鑑届



上記の印鑑は、牟岐町が発注する◇◇◇◇建設工事に係る一切の事務処理のために使用
したいので届けます。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

特定建設工事共同企業体の名称 〇〇建設・□□建設・△△建設
◇◇共同企業体

企業体の代表者	住所	東京都〇〇区〇〇町1-1		
	商号又は名称	〇〇建設株式会社		
	代表者	代表取締役	〇〇太郎	印
	代理人	高松市〇〇町1-1	〇〇建設株式会社 四国支店	支店長 〇〇一郎

構成員	住所	徳島市□□町2-2		
	商号又は名称	□□建設株式会社		
	代表者	代表取締役	□□二郎	印

構成員	住所	徳島市△△町3-3		
	商号又は名称	△△建設株式会社		
	代表者	代表取締役	△△三郎	印

(様式第4号) ※記載例

構成員一覧表

商号又は名称			〇〇建設株式会社	□□建設株式会社	△△建設株式会社	計
許可番号			国土交通大臣許可 (特-15) 〇〇号	国土交通大臣許可 (特-14) □□号	国土交通大臣許可 (特-14) △△号	
許可年月日			〇〇15年〇月〇日	〇〇14年□月□日	〇〇14年△月△日	
許可を受けている 建設業			建築一式工事 他15業種	建築一式工事 他12業種	建築一式工事 他12業種	
工事種 類別年 間平均 完成工 事高	主として 請け負う工事 (建築一式工事)		千円 80,000,000	千円 20,000,000	千円 18,000,000	
	その他の 工事		千円 50,000,000	千円 8,000,000	千円 7,000,000	千円 65,000,000
完成工事高計			130,000,000千円	28,000,000千円	25,000,000千円	183,000,000千円
自己資本額			10,000,000千円	1,000,000千円	500,000千円	11,500,000千円
建設業に従事する職員			500	100	100	700
技 術 者 数	主として 請け負う工事 (工事)	1級	50	20	30	100
		2級	20	10	10	40
		その他	30	10	5	45
その他の評価項目 (社会性等)			950	920	920	
経営状況分析総合評点			800	600	600	
総合評定値 (経営事項審査総合評点) (建築一式工事)			1200	1000	1000	

(様式 1)

使用 IC カード 届 (特定 JV 用)

年 月 日

(当該発注機関の長) 殿

特定建設工事共同企業体
業 者 番 号 (※)
共同企業体の名称

(届出者)
代表構成員 業 者 番 号
住 所
商号又は名称
代 表 者 名

構成員 業 者 番 号
住 所
商号又は名称
代 表 者 名

構成員 業 者 番 号
住 所
商号又は名称
代 表 者 名

次の案件について、徳島県電子入札システムによる電子入札に参加する際に使用する IC カードを、別紙のとおりとしたので届け出ます。

案件名称

注 1) ※印の業者番号は記入不要です。

注 2) 共同企業体構成員の連名で、当該案件の発注機関へ、入札参加資格審査の確認資料として提出してください。

別紙（様式１）

使用するＩＣカードの内容は次のとおりです。

ＩＣカードを発行した 電子認証会社の名称	
ＩＣカードの有効期限	
ＩＣカードに記載され た所有者所属組織名称	
ＩＣカードに記載され た所有者氏名	

低入札調査辞退届

〇〇 年 月 日

牟 岐 町 長 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

1 工事名

2 工事箇所

上記工事の入札において、当社の入札価格が「牟岐町低入札価格調査制度実施要綱」第3条に規定する低入札価格調査基準価格を下回った場合は、同要綱第6条の規定により実施される調査を受けることを辞退いたします。